

【一般家庭使用料】吉野ヶ里町 令和元年 10 月～

人 員 割	戸 割	小 計	消費税(10%)	合 計
1 人 (600円)	1,500円	2,100円	210円	2,310円
2 人 (1,200円)	1,500円	2,700円	270円	2,970円
3 人 (1,800円)	1,500円	3,300円	330円	3,630円
4 人 (2,400円)	1,500円	3,900円	390円	4,290円
5 人 (3,000円)	1,500円	4,500円	450円	4,950円
6 人 (3,600円)	1,500円	5,100円	510円	5,610円
7 人 (4,200円)	1,500円	5,700円	570円	6,270円
8人 (4,800円)	1,500円	6,300円	630円	6,930円

() 書きは人員割の金額 ※人員 1 人当たり 600 円

1. 月の途中から供用開始した場合

※当月の 15 日以前に接続した場合…当月分は上記金額の半額

※当月の 16 日以降に接続した場合…当月分は無料

2. 使用料は、佐賀東部水道企業団により 2 ヶ月に 1 回の徴収となります。

※2 ヶ月の合計金額の 10 円未満は切り捨てとなります。

3. 人員について変更があった時は、住民課住民係で手続きをお願いします。

4. 住民票が吉野ヶ里町にあっても実際に住まれていない場合は、免除制度がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 1 階
建設事業課上下水道係 TEL:0952-37-0348